

原子力 ワンポイント



日本の放射線・放射能基準 ―福島第一原発事故(番外編)―

百 μ Svから同一二百五十 μ Svに変更しました。

経産省は三月十五日の告示40号「平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特やむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置・運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」として、

今年一月から始めたこの放射線解説シリーズですが、東日本大地震で福島第一原子力発電所が甚大な被害を受け、炉心損傷という未曾有の原子力事故が起きました。事故拡大を防止するため働く作業員の被曝のほか、大気・海洋に放射能が放出され、東北や関東地方などの野菜や牛乳、魚、飲料水などにも含まれるようになりまし。今回はこのシリーズの番外編として、それらの我が国の基準値などについて解説します。男子高校生の「ゲン君」の質問に、ものしり博士の「カワさん」がどこまで答えられるでしょうか。

ゲン君 被災当初、省や厚労省は、今回の電気もつかない現場で、大震災を受けて、東京困難な復旧作業を行っていた作業員の人たち、事故対応に当たるため、の被曝は、大丈夫かな。非常時の作業員の被曝線量限度を、従来の計

射線業務従事者の線量限度は、五年間で計百 μ Sv(年平均では二十 μ Sv)または一年間で五十 μ Svのいずれかの制限が課せられています。これらの数値をオーバースーツになつたら、働きたくても現場では働けなくなりまし。

水たまりでの作業で靴の中放射能に汚染された水が入り、両足に放射能の皮膚汚染が確認されました。水表面の線量率は約四百 μ Sv/時でした。除染を行ったものの、常駐医師がやけどのような症状がでる「ベータ線熱傷」の可能性があると判断し、福島県立医

十七日、原子力安全委員会が定めた防災指針の指標値を、食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、同法の規制制限食品として、食用に供されないような対応を各自自治体に通知しました。

緊急作業被曝量を 二百五十 μ Svと設定

た人がいて心配された。カワさん 福島第一3号機のタービン建屋地下で三月二十四日、電気ケーブルの敷設作業を行っていた協力会社の作業員三名が、個人線量計で約百七十 μ Svの被曝をしました。ゲン君 飲料水や食べ物

暫定期制値では、放射性ヨウ素は飲料水と牛乳・乳製品は三百ベクレル/kg、根菜・芋類を除く野菜類と魚介類は二千ベクレル/kg。牛乳・乳製品に関して、百ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとしています。

放射能が蓄積される性質と、生物学的半減期と、取り込んだ放射能が排泄などで体外に排出される性質もあります。(原産協会・情報・コミュニケーション部)

カワさん 厚労省は、そのほか五百ベクレル